

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が土曜日のときは翌日発行)

## 目 次

### 告 示

◇ 告 示 昭和五十年鳥取県一般会計補正予算等  
昭和五十一年度鳥取県一般会計予算等

### 鳥取県告示第三百五十三号

昭和五十一年二月定例県議会で三月十六日議決された昭和五十年鳥取県一般会計補正予算、昭和五十年鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算、昭和五十年度中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算、昭和五十年度鳥取県管境港水産施設事業特別会計補正予算、昭和五十年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計補正予算、昭和五十年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計補正予算、昭和五十年度鳥取県管理立事業会計補正予算及び昭和五十年度鳥取県管病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和五十一年四月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 昭和50年度鳥取県一般会計補正予算

昭和50年度鳥取県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,075,534千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120,147,981千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 地方交付税		37,247,044	487,921	37,734,965
	1 地方交付税	37,247,044	487,921	37,734,965

5 分担金及び金	1 分担金	2,235,784	△ 139,588	2,096,196
	2 負担金	928,781	984	927,765
6 使用料及び料 手	1 使用料	1,309,003	△ 140,572	1,168,431
	2 手数料	1,161,890	3,731	1,165,621
7 国庫支出金	1 使用料	829,409	△ 1,064	828,345
	2 手数料	332,481	4,795	337,276
8 財産収入	1 国庫負担金	39,974,256	△ 115,751	39,858,505
	2 国庫補助金	14,063,075	△ 150,691	13,912,384
9 寄附金	1 国庫補助金	25,528,431	39,684	25,568,115
	2 委託金	382,750	△ 4,744	378,006
10 収入	1 国庫負担金	1,033,827	354	1,034,181
	2 財産売却収入	942,520	354	942,874
11 収入	1 寄附金	95,133	2,888	98,021
	2 寄附金	95,133	2,888	98,021
12 雑収入	1 公営企業貸付金元利収入	14,032,778	54,908	14,087,686
	2 公営企業貸付金元利収入	1,269,184	618,924	1,888,108

4 貸付金元利収入	11,450,923	△ 694,879	10,756,044	
	5 受託事業収入	449,723	△ 6,485	443,238
7 雑収入	597,347	137,348	734,695	
	6 雑収入	6,702,861	781,071	7,483,932
13 県債	1 県債	6,702,861	781,071	7,483,932
	2 県債	6,702,861	781,071	7,483,932
歳入 合計	119,072,447	1,075,534	120,147,981	
歳出	1 総務管理費	4,637,422	55,848	4,693,270
	2 企画費	860,770	△ 39,687	821,083
3 民生費	1 社会福祉費	3,011,100	△ 49,109	2,961,991
	2 児童福祉費	2,745,701	12,912	2,758,613
4 市町村振興費	1 社会福祉費	3,011,100	△ 49,109	2,961,991
	2 児童福祉費	2,745,701	12,912	2,758,613
5 生活保護費	1 社会福祉費	3,011,100	△ 49,109	2,961,991
	2 児童福祉費	2,745,701	12,912	2,758,613
6 生活保護費	1 社会福祉費	3,011,100	△ 49,109	2,961,991
	2 児童福祉費	2,745,701	12,912	2,758,613
7 生活保護費	1 社会福祉費	3,011,100	△ 49,109	2,961,991
	2 児童福祉費	2,745,701	12,912	2,758,613

4 衛 生 費	1 公衆衛生費	5,265,485	999,224	6,264,709
	4 医 薬 費	1,841,369	72,454	1,913,823
	2 職業訓練費	2,266,092	926,770	3,192,862
	5 勞 働 費	731,145	△ 23,132	708,013
6 農林水産業費	2 職業訓練費	302,263	△ 23,132	279,131
	1 農 業 費	20,024,687	89,260	20,113,947
	2 畜 産 業 費	6,051,076	△ 75,448	5,975,628
	3 農 地 費	1,179,664	72,706	1,252,370
	4 林 業 費	8,180,299	95,667	8,275,966
7 商 工 費	4 林 業 費	3,389,257	3,032	3,392,289
	5 水 産 業 費	1,224,391	△ 6,697	1,217,694
	1 商 業 費	9,780,615	△ 226,926	9,553,689
8 土 木 費	1 商 業 費	5,066,150	△ 5,481	5,060,669
	2 工 鉱 業 費	4,669,421	△ 221,445	4,447,976
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	26,019,792	△ 265,266	25,754,526
	1 土 木 管 理 費	176,460	△ 8,255	173,205

9 警 察 費	2 道路橋りょう費	10,116,783	△ 41,564	10,075,219
	3 河川海岸費	5,770,499	△ 104,682	5,665,817
	4 港 湾 費	1,697,061	164,101	1,861,162
	5 都市計画費	6,312,772	△ 129,339	6,183,433
	6 住 宅 費	1,946,217	△ 150,527	1,795,690
	1 警察管理費	5,807,128	306,707	6,113,835
10 教 育 費	1 警察管理費	5,218,497	306,707	5,525,204
	4 高等学校費	31,467,752	208,957	31,676,709
	6 社会教育費	8,528,154	206,957	8,735,111
	6 社会教育費	683,879	2,000	685,879
11 災 害 復 旧 費	1 農林水産施設災害復旧費	1,060,408	△ 32,563	1,027,845
	1 農林水産施設災害復旧費	350,870	△ 60,259	290,611
	2 土木施設災害復旧費	709,538	27,696	737,234
12 公 債 費	1 公 債 費	2,614,797	61,000	2,675,797
	1 公 債 費	2,614,797	61,000	2,675,797
歳 出 合 計		119,072,447	1,075,534	120,147,981

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
4 衛生費	2 環境衛生費	公園等施設整備事業費	25,868
		河合谷県営草地開発事業費	28,895
6 農林水産業費	2 畜産業費	河合谷県営草地開発事業費	28,895
		農地費	15,624
		揮発油脱身替農道事業費	15,428
5 水産業費	3 漁業費	団体営知地かんがい事業費	15,428
		漁港修築事業費	158,668
8 土木費	3 河川海岸費	治水ダム建設事業費	286,600
		4 港湾費	370,000
		6 住宅費	386,745
10 教育費	4 高等学校費	高等学校整備費	37,534
		高等学校校地整備費	77,300
計			1,302,662

第3表 債務負担行為補正

追加	事項	期間	限度	額
	県立中央病院隣接地 公共用地取得事業	昭和50年度から昭和54年度まで		543,644
				千円

財団法人鳥取農産物 開発公社借入金損失 補償	昭和50年度から損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	融資元本 119,600 千円について損失補償契約に定める最終償還期限到来後10か月を経過した日において、社団法人全国農地保有合理化協会が弁済を受けることができなかった元利合計額（損失補償契約に定める遅延損害金を含む。）に相当する金額
水産物中継基地大規模冷蔵庫設置補助金	昭和50年度から昭和51年度まで	77,799
県営ほ場整備事業佐陀川右岸地区函きよ改修工事負担金	昭和50年度から昭和51年度まで	65,030
建設災害復旧費	昭和50年度から昭和51年度まで	148,426
米子空港整備事業に関連する宅地造成事業の用地購入費及び造成工事費	昭和50年度から昭和51年度まで	1,671,435
県立由良育英高等学校土地購入費	昭和50年度から昭和55年度まで	143,260

変更

補正前		補正後	
事項	期間	事項	期間
共同利用護欄柵場設置事業費	昭和48年度から昭和65年度まで	共同利用護欄柵場設置事業費	昭和48年度から昭和66年度まで
455,192		455,192	
中小河川改修事業(昭和橋)架換工事の具負担金	昭和49年度から昭和51年度まで	中小河川改修事業(昭和橋)架換工事の具負担金	昭和49年度から昭和51年度まで
57,900		74,200	
小規模河川改修事業(八橋川)架換工事の具負担金	昭和49年度から昭和50年度まで	小規模河川改修事業(八橋川)架換工事の具負担金	昭和49年度から昭和51年度まで
40,000		51,750	
河川局部改良事業(清山川)架換工事の具負担金	昭和49年度から昭和50年度まで	河川局部改良事業(清山川)架換工事の具負担金	昭和49年度から昭和51年度まで
30,000		31,000	

第4表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の利率	限度額	起債の利率
健康増進センター事業費	36,000	%	133,000	%
治山費	90,012	%	90,000	%
林道費	28,001	%	33,000	%
漁港建設費	22,240	%	22,000	%
土地改良費	1,119,752	%	1,120,932	%
開墾及び開拓事業費	1,863	%	0	%
中興費	175,000	%	0	%
道路維持費	13,700	%	0	%
道路新設費	1,174,150	%	205,000	%
橋りょう新設改良費	26,500	%	0	%
河川改良費	1,047,800	%	1,047,000	%
砂防費	292,450	%	604,000	%
海岸保全費	12,880	%	12,000	%

港湾建設費	290,000				411,000				
街路事業費	35,573				21,000				
都市業 発費	48,000				905,000				
公園 費	153,000				240,000				
下水道 費	53,000				0				
公営住宅建 設事業 費	648,000				628,000				
高等学校施設 設備整備 費	41,000				225,000				
漁港施設 復旧 費	19,000				17,000				
直轄事業 道路 費	395,080				95,080				
直轄事業 海岸 費	5,400				24,460				
境組 港管 理費	39,000				120,000				
病院 費	0				316,000				

記書借入れ10以  
又は証券発内  
化の方法に  
より資金運  
用部、郵政  
省、その他  
より借入れ  
するものと  
する。ただ

借入年度か  
ら1年すえ  
置き、以後  
24年度間に  
償還するも  
のとする。  
ただし、県  
財政その他  
の都合によ

造林 費	0	26,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
中試 小 家 場 畜 費	0	73,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
公営住宅建替 分譲事業 費	0	143,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
直轄旧 災 害 復 費	0	35,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
計	7,422,861	8,209,992							

し、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができ

りすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるものとする。

昭和50年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算

昭和50年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,412千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ293,792千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 事業収入	3 集中管理事業収入	227,192	4,412	231,604
		118,881	4,412	123,293
	合計	228,320	4,412	232,732

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 事業費	3 集中管理費	226,570	4,412	230,982
		118,881	4,412	123,293
	合計	228,320	4,412	232,732

昭和50年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

昭和50年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ649,070千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,374,937千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)  
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 繰入金	1 一般会社基金	847,690	△ 222,510	625,180
		847,690	△ 222,510	625,180
4 諸収入	2 貸付収入	624,867	△ 20,000	604,867
		623,773	△ 20,000	603,773

5 県	債	1,465,660	△ 406,560	1,059,100
	1 県債	1,465,660	△ 406,560	1,059,100
歳入	合計	3,024,007	△ 649,070	2,374,937

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 中小企業近代化資金貸付事業費		3,024,007	△ 649,070	2,374,937
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	3,024,007	△ 649,070	2,374,937
歳出	合計	3,024,007	△ 649,070	2,374,937

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
1 中小企業近代化資金貸付事業費		中小企業近代化資金貸付事業費	545,600
	1 中小企業近代化資金貸付事業費		545,600
計			545,600

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	起債の利率 方法	限度額 千円	起債の利率 方法
中小企業高度化資金	1,465,660	%	1,059,100	%
計	1,465,660		1,059,100	

昭和50年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算

昭和50年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,619千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 手数料及び料		70,657	6	70,663
	1 使用料	70,657	6	70,663
歳入	合計	127,613	6	127,619

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 公債費		12,799	6	12,805
	1 公債費	12,799	6	12,805
歳出	合計	127,613	6	127,619



昭和50年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計補正予算

昭和50年度鳥取県の有料道路大山環状道路事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 事業収入	1 事業収入	28,565	△ 2,759	25,806
		28,565	△ 2,759	25,806
2 繰入金	1 一般会計 繰入金	1,990	2,729	4,719
		1,990	2,729	4,719
3 繰越金	1 繰越金	1	17	18
		1	17	18
4 諸収入	1 雑収入	26	13	39
		26	13	39
歳入	合計	30,582	0	30,582

昭和50年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計補正予算

昭和50年度鳥取県の有料道路三朝高原道路事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,088千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,963千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 事業収入	1 事業収入	10,125	△ 1,800	8,325
		10,125	△ 1,800	8,325
2 繰入金	1 一般会計 繰入金	17,745	2,888	20,633
		17,745	2,888	20,633
歳入	合計	27,875	1,088	28,963

歳 出	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	有料道路三朝 高原道路事業 費		千円 7,326	千円 1,088	千円 8,414
		1	7,326	1,088	8,414
	合 計		27,875	1,088	28,963

昭和50年度鳥取県管理立事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和50年度鳥取県管理立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 昭和50年度鳥取県管理立事業会計予算(以下「予算」という。)

第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分) (既決予定額) (補正予定額) (計)

(2) 境港外港竹内 地区埋立事業 工事費 676,690千円 △508,626千円 168,064千円

(資本的收入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文かつて書中「154,844千円」を「154,218千円」に、「48,976千円」を「48,350千円」に改め、資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収 入

第1款 資本的收入 2,223,208千円 △508,000千円 1,715,208千円

第1項 企業債 2,222,000千円 △508,000千円 1,714,000千円

支 出

第1款 資本的支出 2,378,052千円 △508,626千円 1,869,426千円

第1項 建設改良費 2,224,252千円 △508,626千円 1,715,626千円

(継続費の補正)

第4条 昭和49年度鳥取県管理立事業会計補正予算中第4条継続費の年割額を次のとおり変更する。

款 項 事業名 総 額 年度 年割額

1 資本的支出 1 建設改良費 境港外港竹内 地区埋立事業 千円 12,840,000 49 134,110

50 168,064

千円 51 1,824,940

千円 52 3,669,950

千円 53 3,596,519

千円 54 3,446,417

(企業債の補正)

第5条 予算第5条中「2,222,000千円」を「1,714,000千円」に改める。

(一時借入金の補正)

第6条 予算第6条中「2,297,000千円」を「1,789,000千円」に改める。

昭和50年度鳥取県宮病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和50年度鳥取県宮病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 昭和50年度鳥取県宮病院事業会計予算(以下「予算」という。)

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収 入

第1款 病院事業収益 3,209,642千円 8,500千円 3,218,142千円

第1項 医業収益 2,930,395千円 8,500千円 2,938,895千円

支 出

第1款 病院事業費用 3,601,079千円 8,500千円 3,609,579千円

第1項 医業費用 3,181,043千円 8,500千円 3,189,543千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収 入

第1款 資本的収入 1,081,371千円 675,282千円 1,756,653千円

第2項 他会計からの借入金 894,809千円 675,282千円 1,570,091千円

支 出

第1款 資本的支出 1,081,371千円 675,282千円 1,756,653千円

第3項 他会計からの借入金償還金 894,809千円 675,282千円 1,570,091千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

(1) 職員給与費 1,875,001千円 8,500千円 1,883,501千円

鳥取県告示第三四五十四号

昭和五十一年二月定例県議会で三月二十七日議決された昭和五十一年度鳥取県一般会計予算、昭和五十一年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算、昭和五十一年度鳥取県収入証紙特別会計予算、昭和五十一年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和五十一年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和五十一年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、昭和五十一年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算、昭和五十一年度鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計予算、昭和五十一年度鳥取県営林事業特別会計予算、昭和五十一年度鳥取県環境港水産施設事業特別会計予算、昭和五十一年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計予算、昭和五十一年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計予算、昭和五十一年度鳥取県赤山大山有料道路事業特別会計予算、昭和五十一年度鳥取県宮駐車場事業特別会計予算、昭和五十一年度鳥取県原立学校農業実習特別会計予算、昭和五十一年度鳥取県原立学校水産実習船実習特別会計予算、昭和五十一年度中海地区新産業都市建設協議

会特別会計予算、昭和五十一年度鳥取県管電気事業会計予算、昭和五十一年度鳥取県管工業用水道事業会計予算、昭和五十一年度鳥取県管下水道事業会計予算、昭和五十一年度鳥取県管観光施設事業会計予算及び昭和五十一年度鳥取県管病院事業会計予算は、次のとおりである。

昭五十一甲四四二二七号

鳥取県政事 中 林 豊 三

昭和51年度鳥取県一般会計予算

昭和51年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,32,750,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 県 税	1 県 民 税	3,365,302
	2 事 業 税	3,365,238
	3 不 動 産 取 得 税	831,547
	4 県 た ば こ 消 費 税	709,653
	5 娯 楽 施 設 利 用 税	173,030
	6 料 理 飲 食 等 消 費 税	1,781,023
1 県 税		15,257,803

2 地方譲与税	7 自動車税	2,639,412	6 使用料及び手数料	1,411,591		
		8 飲 区 税			1,741	
	9 狩 猟 免 許 税	12,863			1 使 用 料	1,060,156
	10 自 動 車 取 得 税	997,928			2 手 数 料	351,435
	11 軽 油 引 取 税	1,369,477			7 国 庫 支 出 金	43,219,309
	12 入 猟 税	10,589			1 国 庫 負 担 金	15,232,876
	1 地方道路譲与税	1,580,280			2 国 庫 補 助 金	27,476,532
		2 石油ガス譲与税			137,200	3 委 託 金
	3 地 方 交 付 税	39,862,237			8 財 産 収 入	2,281,962
		1 地 方 交 付 税			39,862,237	1 財 産 運 用 収 入
	4 交通安全対策特別交付金	180,463			2 財 産 売 払 収 入	2,169,687
		1 交通安全対策特別交付金			180,463	9 寄 附 金
5 分担金及び負担金	2,293,088	10 繰 入 金	149,716			
	1 分 担 金	964,844	1 特 別 会 計 繰 入 金	149,716		
	2 負 担 金	1,328,244	11 繰 越 金	10,000		
			1 繰 越 金	10,000		

12 諸 収 入	1 延滞金、加算金及び過料		47,066	
	2 県 預 金 利 子		183,614	
	3 公営企業貸付金元利収入		1,970,695	
	4 貸付金元利収入		11,788,052	
	5 受託事業収入		368,718	
	6 収益事業収入		36,000	
	7 雑 入		812,442	
	13 県 債		11,053,000	
	1 県 債		11,053,000	
	歳 入 合 計		132,750,000	
	歳 出	1 議 会 費		405,546
		1 議 会 費		405,546
		2 総 務 費		6,402,944
3 民 生 費		9,137,896		
1 総 務 管 理 費	2 企 画 費		325,277	
	3 徴 税 費		937,457	
	4 市 町 村 振 興 費		445,908	
	5 選 挙 費		156,834	
	6 防 災 費		69,945	
	7 統 計 調 査 費		195,292	
	8 人 事 委 員 会 費		66,471	
	9 監 査 委 員 費		69,745	
	1 社 会 福 祉 費		3,704,260	
2 児 童 福 祉 費		3,253,484		
3 生 活 保 護 費		2,169,402		
4 災 害 救 助 費		10,750		
4 衛 生 費		6,139,195		
1 公 衆 衛 生 費		1,851,247		

5 労働費	2 環境衛生費	276,076	8 土木費	2 工業観光費	6,640,696
	3 保健所費	967,873		3 観光費	42,736
	4 医薬費	3,043,999		1 土木管理費	196,669
	1 労働政費	788,192		2 道路橋りょう費	11,190,599
6 農林水産業費	2 職業訓練費	331,853	3 河川海岸費	5,592,100	
	3 失業対策費	190,530	4 港湾費	3,533,006	
	4 労働委員会費	63,350	5 都市計画費	7,182,003	
	1 農業費	6,225,388	6 住宅費	1,944,639	
7 商工費	2 畜産業費	1,284,691	9 警察費	1 警察管理費	5,575,580
	3 農地費	9,111,564		2 警察活動費	613,789
	4 林業費	3,689,300		10 教育費	34,114,372
	5 水産業費	1,315,280		1 教育総務費	2,073,216
	1 商業費	12,020,711		2 小学校費	12,808,350
		5,337,279	3 中学校費	6,585,080	

11 災害復旧費	4 高等学校費	8,896,807
	5 特殊学校費	1,799,861
	6 社会教育費	1,137,496
	7 保健体育費	813,562
	1 農林水産施設災害復旧費	379,777
	2 土木施設災害復旧費	1,010,621
	合計	1,390,398
12 公債費	1 公債費	3,927,579
	1 公営企業支出金	172,519
	2 娯楽施設利用税交付金	62,418
13 諸支出金	3 自動車取得税交付金	663,622
	1 子備費	70,000
	合計	132,750,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
7 商工費	2 工鉱業費	工業試験場整備費	550,448	51	210,782
				52	339,666
9 警察費	1 警察管理費	交通総合センター庁舎建設費	217,038	51	120,602
				52	96,431

第3表 債務負担行為  
新規

事項	項目	期間	限度額
地方職員住宅貸借借料	昭和51年度から昭和67年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額85,640千円並びに同物件にかかる公租公課、火災保険料及び建設期間にかかる経過利息に相当する金額の合計額	千円
保母修学資金貸付金	昭和51年度から昭和52年度まで	7,680	
看護学生等修学資金貸付金	昭和51年度から昭和54年度まで	19,008	
中小企業設備貸与事業に関する損失補償	昭和51年度から昭和63年度まで	財団法人鳥取県中小企業設備貸与公社が中小企業近代化資金等助成法(昭和	



<p>農林青年経営安定資金 利子補助給</p>	<p>昭和51年度から 昭和58年度まで</p>	<p>31年法律第115号)に基づいて、中小企業者に貸与するための設備総額200,000千円の45パーセントに相当する金額を限度として、当該設備の貸与にかかると未収債権の回収不能により生じた損失金額</p>
<p>野菜価格安定対策 事業補助</p>	<p>昭和51年度</p>	<p>昭和51年度に貸し付ける農業改良資金(農業後継者育成資金のうち部門経営開始資金)78,000千円に対する昭和53年度から昭和54年度までの約定償還金にあてられるため、鳥取県信用農業協同組合連合会が同資金の借受者に約定償還金に相当する範囲内で貸付けを行なった額の各年度の融資残高の4.25/100に相当する金額</p>
<p>移住者営農資金 利子補助給</p>	<p>昭和51年度から 昭和60年度まで</p>	<p>融資総額2,000千円を限度とし、各年度の融資残高の2/100に相当する金額</p>
<p>財団法人鳥取県造林 公社借入金損失補償</p>	<p>昭和51年度から 損失補償契約に 定めるところに より損失補償を</p>	<p>融資元本459,328千円について損失補償契約に定める最終10か月を経過した日において農林漁業金融公庫が弁済を受けることができなかつた元利合計額</p>

<p>乾しいたけ価格 安定対策事業補助</p>	<p>昭和51年度</p>	<p>する日の属する 年度まで  (損失補償契約に定める遅延損害金を 含む。)に相当する金額</p>
<p>漁業近代化資金 利子補助給</p>	<p>昭和51年度から 昭和67年度まで</p>	<p>融資総額400,000千円を限度とし、各年度の融資残高の4/100に相当する金額</p>
<p>担い手集団経営改善 特別対策事業費補助金</p>	<p>昭和51年度から 昭和55年度まで</p>	<p>26,388</p>
<p>農業近代化資金 利子補助給</p>	<p>昭和51年度から 昭和71年度まで</p>	<p>融資総額6,300,000千円を限度とし、各年度の融資残高の4.5/100に相当する金額</p>
<p>農業近代化推進資金 利子補助給</p>	<p>昭和51年度から 昭和57年度まで</p>	<p>融資総額1,011,000千円を限度とし、各年度の融資残高の2.5/100に相当する金額</p>
<p>県単土地改良事業費 補助金</p>	<p>昭和51年度から 昭和52年度まで</p>	<p>39,000</p>
<p>果樹災害対策利子 補助給</p>	<p>昭和51年度から 昭和52年度まで</p>	<p>昭和51年度における果樹災害について、鳥取県果実農業協同組合連合会及び鳥取県経済農業協同組合連合会が2,858千円以内で行う利子補助給額の4%に相当</p>

造 成 費	昭 和 年 度	す る 金 額
中小家畜試験場用地	昭和51年度から 昭和56年度まで	111,125
単県舗装補修工事	昭和51年度から 昭和52年度まで	26,000
単県道路改良工事	昭和51年度から 昭和52年度まで	220,000
単県舗装新設工事	昭和51年度から 昭和52年度まで	80,000
単県橋りょう架換工事	昭和51年度から 昭和52年度まで	30,000
警察職員住宅賃貸借料	昭和51年度から 昭和65年度まで	当該物件を取得するために要した資金 の元利償還金に相当する金額85,144千 円並びに同物件にかかる公租公課及び 火災保険料に相当する金額の合計額
育英奨学生貸付金	昭和51年度から 昭和58年度まで	52,344
青年の家土地購入費	昭和51年度から 昭和55年度まで	55,021

変 更

補 正 前	補 正 後
事 項	事 項
期 間	期 間
限 度 額	限 度 額
昭和49年度 育英奨学生貸付金 昭和56年度まで	昭和49年度 育英奨学生貸付金 昭和56年度まで
昭和50年度 育英奨学生貸付金 昭和57年度まで	昭和50年度 育英奨学生貸付金 昭和57年度まで

第 4 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
計 画 調 査 費	12,000 千円	証券借入れ又は証券 発行の方法により資 金運用部、郵政省そ の他より借入れする ものとする。ただし、 事業又は県財政の都 合により起債額の全 部又は一部を翌年度 に繰り延べて起債す ることができる。	10% 以内	借入年度から1年す え置き、以後24年度 間に償還するものと する。ただし、県財 政その他の都合によ りすえ置き及び償還 年限を短縮又は延長 して起債し、あるい はすえ置き又は償還 期間中であつても償 還年限を短縮し、延

				長し、又は繰上償還 を行ない、若しくは 借換えることがで きるものとする。				
身体障害者施設施設費	81,000	同	上	同上	同	上		
児童福祉社務費	87,000	同	上	同上	同	上		
看護婦等養成施設 施設費	183,000	同	上	同上	同	上		
農業関係試験場整備費	90,000	同	上	同上	同	上		
畜産振興費	32,000	同	上	同上	同	上		
土地改良費	1,433,000	同	上	同上	同	上		
開墾及び開拓事業費	17,000	同	上	同上	同	上		
治山費	300,000	同	上	同上	同	上		
林道費	157,000	同	上	同上	同	上		
漁港建設費	257,000	同	上	同上	同	上		
沿岸漁場整備開発費	8,000	同	上	同上	同	上		
中小企業振興費	208,000	同	上	同上	同	上		
工業試験場費	118,000	同	上	同上	同	上		
道路新設改良費	1,263,000	同	上	同上	同	上		
河川改良費	968,000	同	上	同上	同	上		
海岸保全費	59,000	同	上	同上	同	上		
砂防費	660,000	同	上	同上	同	上		
港湾建設費	542,000	同	上	同上	同	上		
空港費	48,000	同	上	同上	同	上		
街路事業費	253,000	同	上	同上	同	上		
都市開発事業費	1,082,000	同	上	同上	同	上		
公園費	335,000	同	上	同上	同	上		
下水道費	63,000	同	上	同上	同	上		
公営住宅建設事業費	786,000	同	上	同上	同	上		
警察施設費	40,000	同	上	同上	同	上		
交通指導取締費	33,000	同	上	同上	同	上		
盲聾学校整備費	113,000	同	上	同上	同	上		
少年自然の家建設費	214,000	同	上	同上	同	上		
治山施設災害復旧費	33,000	同	上	同上	同	上		

漁港施設災害復旧費	8,000	同	上	同上	同	上
建設災害復旧費	284,000	同	上	同上	同	上
直轄道路事業費	800,000	同	上	同上	同	上
直轄河川事業費	322,000	同	上	同上	同	上
直轄海岸保全事業費	61,000	同	上	同上	同	上
直轄砂防事業費	63,000	同	上	同上	同	上
直轄災害復旧費	40,000	同	上	同上	同	上
自然保護対策費	847,000	記名式利札付交付公債(証券)発行の方法による。		同上	交付公債(証券)の発行年度から2年ずえ置き、以後8年度間に支払うものとする。	
計	11,900,000					

昭和51年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算  
 昭和51年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ239,568千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
 歳 入

款	項	金額
1 事業収入	1 用品調達事業収入	千円 237,180
	2 自動車管理事業収入	11,850
	3 集中管理事業収入	134,818
2 財産収入		600
	1 財産売却収入	600
3 繰越金		1,787
	1 繰越金	1,787

4 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入	合 計	239,568

歳 出

1 事 業 費	項	金 額	
		千円	
		236,625	
		88,788	
	1 用品 調 達 事 業 費		
	2 自 動 車 管 理 事 業 費		13,019
	3 集 中 管 理 事 業 費		134,818
2 諸 支 出 金	1 繰 出 金		1,350
			1,350
3 予 備 費	1 予 備 費		1,593
			1,593
歳 出	合 計		239,568

昭和51年度鳥取県収入証紙特別会計予算

昭和51年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,838,145千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

1 証 紙 収 入	項	金 額	
		千円	
	1 証 紙 収 入		1,819,315
2 繰 越 金	1 繰 越 金		18,830
			18,830
歳 入	合 計		1,838,145

歳 出 款	項	金 額
1 一般会計繰出金	1 一般会計繰出金	1,814,664 千円
		1,814,664
2 諸 支 出 金	1 償 還 金	1
		1
3 予 備 費	1 予 備 費	23,480
		23,480
歳 出 合 計		1,838,145

昭和51年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和51年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57,208千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債

務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金	1 国 庫 貸 付 金	10,910 千円
		10,910
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,442
		6,442
3 繰 越 金	1 繰 越 金	1
		1
4 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入	39,855
	2 雑 入	39,784
	歳 入 合 計	71
歳 入 合 計		57,208

歳 出

款	項	金額
1 母子福祉資金貸付費		57,208
	1 母子福祉資金貸付事業費	57,208
歳 出	合 計	57,208

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度
修学資金貸付金	昭和51年度から昭和55年度まで	21,480 千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子福祉資金貸付金	10,910 千円	政府の定める方法による。	無利子%	母子福祉法(昭和39年法律第129号)第14条第2項に定める方法による。
計	10,910			

昭和51年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和51年度鳥取県の寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46,731千円と定める。  
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

款	入 金	項	金額
1 繰 入	金	1 一 般 会 計 繰 入 金	23,028
			1
2 繰 越	金	1 繰 越 金	1
			1
3 諸 収 入	入	1 貸 付 金 元 利 収 入	23,673
		2 雑 収 入	29
		合 計	46,731

歳出

款	項	金額 千円
1 貸付福祉事業費		46,731
	1 寡婦福祉資金貸付事業費	46,731
歳出	合計	46,731

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額 千円
修学資金貸付金	昭和51年度から昭和55年度まで	5,472

昭和51年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

昭和51年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,460,169千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額 千円
1 国庫支出金		38,980
	1 国庫補助金	38,980
2 繰入金		988,126
	1 一般会計繰入金	988,126
3 繰越金		82,820
	1 繰越金	82,820
4 諸収入		697,673
	1 県預金利息	2,568
	2 貸付金元利収入	695,105
5 県債		1,652,570
	1 県債	1,652,570
歳入	合計	3,460,169



歳出

款	項	金額 千円
1 中小企業近代化資金貸付事業		3,460,169
	1 中小企業近代化資金貸付	3,460,169
歳出	合計	3,460,169

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	1,652,570	中小企業振興事業団の定める方法による。	4.1	中小企業振興事業団業務方法書に基づく都道府県に対する資金貸付準則第5条に定める方法による。
計	1,652,570			

昭和51年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

昭和51年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ499,993千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入

「歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
歳入	1 国庫支出金		90,596
		1 国庫補助金	90,596
	2 繰入金		64,291
		1 一般会計繰入金	64,291
3 繰越金		40,969	
	1 繰越金	40,969	
4 諸収入		304,137	
	1 貸付金元利収入	304,136	
計	2 雑収入	1	
歳入	合計		499,993

歳出

款	項	金額 千円
1 農業改良資金貸付事業費		499,993

歳 出	1 農業改良資金貸付事業費	499,993
	合 計	499,993

昭和51年度鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計予算

昭和51年度鳥取県の畜産経営特別資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,984千円と定める。
  - 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	9,945
	2 繰 越 金	52,038
3 諸 収 入	1 繰 越 金	52,038
		1

歳 入	1 雑 入	1
	合 計	61,984

歳 出

款	項	金 額
1 畜産経営特別資金助成事業費	1 畜産経営特別資金費	21,795
	2 肉用牛肥育経営安定特別資金融通助成事業費	40,189
	合 計	61,984

昭和51年度鳥取県営林事業特別会計予算

昭和51年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ228,776千円と定める。
  - 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額	
			千円	円
1 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入		14,100	
		2 財 産 運 用 収 入		1
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金		11,660	
3 繰 越 金	1 繰 越 金		70,316	
4 諸 収 入	1 受 託 事 業 収 入		29,699	
		2 雑 入		5,157
5 県 債	1 県 債		103,000	
合 計			228,776	

歳 出

款	項	金 額	
		千円	円
1 県 営 林 事 業 費	1 職 員 費		217,914
		2 造 林 事 業 費	16,007
		3 保 育 事 業 費	113,780
		4 処 分 事 業 費	2,733
		5 公 有 林 野 分 収 造 林 事 業 費	100
		6 管 理 事 業 費	18,600
2 公 債 費	1 公 債 費		10,862
			10,862
合 計			228,776

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
県営林事業費	103,000	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとす	10以内	借入年度から20年すえ置き、じ後10年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりす

<p>る。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。</p>	<p>え置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるものとす る。</p>
<p>計 103 000</p>	

昭和51年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計予算

昭和51年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,315千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円
		83,662
2 国庫支出金	1 使用料	83,662
3 繰越金	1 国庫補助金	62,684
4 諸収入	1 繰越金	1
5 県債	1 雑収入	4,968
歳 入	1 県債	144,000
	合計	295,315

款	項	金額
1 事業費		千円
		278,263

2 公 債 費	1 事 業 費	70,687
	2 水産物産地流通加工センター形成補正整備事業費	207,576
1 公 債 費		17,052
歳 出 合 計		295,315

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
県管境港水産施設事業費	144,000	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内	借入年度から1年すえ置き、以後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるものとする。
計	144,000			

昭和51年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計予算  
昭和51年度鳥取県の有料道路大山環状道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,736千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金額 千円
1 事 業 収 入	1 事 業 収 入	36,700
	2 繰 越 金	1
3 諸 収 入	1 繰 越 金	1
	1 雑 収 入	35
歳 入 合 計		36,736

歳 出 款	項	金 額 千円
1 有料道路大山環状道路 業	1 有料道路大山環状道路 業	21,851
	1 事	21,851
2 公 債 費	1 公 債 費	14,885
	1 事	14,885
歳 出 合 計		36,736

昭和51年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計予算

昭和51年度鳥取県の有料道路三朝高原道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,549千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 出

款	項	金 額 千円
1 事 業 収 入	1 事 業 収 入	14,937
	1 事 業 収 入	14,937

2 繰 入 金	1 一般会計繰入金	13,605
	1 繰 入 金	13,605
3 繰 越 金	1 繰 越 金	1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入	1 雑 入	6
	1 雑 入	6
歳 入 合 計		28,549

歳 入

款	項	金 額 千円
1 有 料 道 路 事 業 三 朝 高 原 費	1 有 料 道 路 事 業 三 朝 高 原 費	8,784
	1 有 料 道 路 事 業 三 朝 高 原 費	8,784
2 公 債 費	1 公 債 費	19,765
	1 公 債 費	19,765
歳 出 合 計		28,549

昭和51年度鳥取県赤山大山有料道路事業特別会計予算

昭和51年度鳥取県の赤山大山有料道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,069千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額 千円
1 諸 収 入	1 雑 入	13,069
	合 計	13,069

歳 出

款	項	金額 千円
1 公 債 費	1 公 債 費	13,069
	合 計	13,069

昭和51年度鳥取県県営駐車場事業特別会計予算

昭和51年度鳥取県の県営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ106,480千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額 千円
1 事 業 収 入	1 事 業 収 入	32,621
	合 計	32,621
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	73,783
	合 計	73,783
3 繰 越 金	1 繰 越 金	3
	合 計	3
4 諸 収 入	1 雑 入	73
	合 計	73
歳 入	合 計	106,480

歳 出	款	項	金 額
1	県営駐車場事業費		106,480
		1 県営駐車場管理費	106,480
		合 計	106,480

昭和51年度鳥取県県立学校農業実習特別会計予算

昭和51年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,930千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		98,633
	1 財 産 売 払 収 入	98,633
2 繰 越 金		4,279

歳 入	1 繰 越 金	金 額
3 諸 収 入		18
	1 雑 入	18
	合 計	102,930

歳 出

款	項	金 額
1 県立学校農業実習費		102,930
	1 県立学校農業実習費	102,930
	合 計	102,930

昭和51年度鳥取県県立学校水産実習船実習特別会計予算

昭和51年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ189,493千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。



第1表歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円
	1 国庫委託金	91
2 財産収入		93,600
	1 財産売却収入	93,600
3 繰入金		95,802
	1 一般会計繰入金	95,802
歳入	合計	189,493

歳出

款	項	金額
1 県立学校水産実習船費		千円
	1 県立学校水産実習船費	189,493
歳出	合計	189,493

昭和51年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算

昭和51年度鳥取県の中海地区新産業都市建設協議会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,226千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円
	1 負担金	1,113
2 繰入金		1,113
	1 一般会計繰入金	1,113
歳入	合計	2,226

歳出

款	項	金額
1 中海地区新産業都市建設協議会費		千円
		2,226

歳 出	1 中海地区新産業都市建設協議会費	2,226
	合 計	2,226

昭和51年度鳥取県電気事業会計予算

(総則)

第1条 昭和51年度鳥取県管電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 112,008,000KWH
  - (2) 既設発電所設備近代化 277,075千円
  - (3) 袋川発電所調査費 500千円
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 電気事業収益	545,136千円
第1項 営業収益	543,054千円
第2項 営業外収益	2,082千円
支 出	
第1款 電気事業費	507,558千円
第1項 営業費用	398,839千円
第2項 営業外費用	108,719千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額100,445千円は当年度分損益勘定留保資金75,533千円及び繰越利益剰余金処分額24,912千円で補てんするものとする。)

収 入

- 第1款 資本的収入 277,371千円
- 第1項 企業債 277,000千円
- 第2項 固定資産売却代金 1千円
- 第3項 投資償還金 360千円
- 第4項 建設収入 10千円

支 出

- 第1款 資本的支出 377,816千円
- 第1項 建設改良費 277,575千円
- 第2項 企業債償還金 100,241千円

(継続費)

第5条 昭和49年度鳥取県管電気事業会計補正予算中第4条継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費	既設発電 423,081千円	49	20,400千円
			所近代化		
				50	125,606千円
				51	277,075千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の 目	限度額 千円	起 債 の 方 法	利 率 %	償 還 の 方 法
電気事業 費に充当	277,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借り入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内	借入年度から5年ずえ置き、以後25年度間に償還するものとする。 ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、377,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 269,408千円
  - (2) 交 際 費 420千円
- (利益剰余金の処分)

第9条 繰越利益剰余金のうち、24,912千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減債積立金
- (たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

昭和51年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 昭和51年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間給水量 20,084,100立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 工業用水道事業収益 181,848千円
- 第1項 営業収益 144,935千円
- 第2項 営業外収益 36,913千円

支 出	
第1款 工業用水道事業費	202,054千円
第1項 営業費用	129,386千円
第2項 営業外費用	72,668千円
(資本的収入及び支出)	
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額16,514千円は当年度分損益勘定留保資金16,514千円で補てんするものとする。)	
収 入	
第1款 資本的収入	50,435千円
第1項 出 資 金	16,108千円
第2項 他会計からの長期借入金	34,327千円
支 出	
第1款 資本的支出	66,949千円
第1項 企業債償還金	66,949千円
(一時借入金)	
第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)	
第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。	
(1) 職員給与費	58,484千円
(他会計からの補助金)	
第7条 工業用水道事業の経営健全化のため、一般会計からこの会計へ補	

助を受ける金額は、34,867千円である。	
(たな卸資産購入限度額)	
第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。	
昭和51年度鳥取県管理立事業会計予算	
(総則)	
第1条 昭和51年度鳥取県管理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。	
(業務の予定量)	
第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。	
(1) 米子港康ヶ崎地区埋立事業	工事費 650,049千円
(2) 境港外港竹内地区埋立事業	工事費 1,824,940千円
(収益的収入及び支出)	
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。	
収 入	
第1款 埋立事業収益	64,568千円
第1項 営業収益	61,926千円
第2項 営業外収益	2,642千円
支 出	
第1款 埋立事業費	38,606千円
第1項 営業費用	25,349千円
第2項 営業外費用	13,257千円
(資本的収入及び支出)	
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収	

入額が資本的支出額に対し不足する額118,779千円は当年度分損益勘定留保資金24,349千円、当年度利益剰余金処分額25,000千円及び過年度分損益勘定留保資金69,430千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入 2,978,408千円

第1項 企業債 2,724,000千円

第2項 他会計からの長期借入金 1,198千円

第3項 建設収入 10千円

第4項 土地売却代金 253,200千円

支出

第1款 資本的支出 3,097,187千円

第1項 建設改良費 2,776,187千円

第2項 企業債償還金 321,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
埋立事業費に充当	2,724,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借り入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に	10以内	借入年度から2年すえ置き、じ後8年間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き

繰り延べて起債すること  
ができる。

又は償還期間中であつても  
償還年限を短縮し、延長  
し、又は繰上償還を行ない、  
若しくは借換えることが  
できるものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,766,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 104,713千円

(利益剰余金の処分)

第8条 当年度利益剰余金のうち25,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

昭和51年度鳥取県営観光施設事業会計予算

(総則)

第1条 昭和51年度鳥取県営観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 観光施設事業調査費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額42,210千円は、一時借入金で借置するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 86,019千円

第1項 他会計からの借入金 86,019千円

支 出

第1款 資本的支出 128,229千円

第1項 建設改良費 43,210千円

第2項 他会計からの借入金償還金 85,019千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、85,019千円と定める。

昭和51年度鳥取県営病院事業会計予算

(総則)

第1条 昭和51年度鳥取県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数 692床

(2) 年間入院患者数 201,684人

(3) 年間外来患者数 294,810人

(4) 一日平均入院患者数 553人

(5) 一日平均外来患者数 993人

(6) 主要な建設改良事業 設備改良費 17,000千円  
医療機器備品 18,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、中央病院建設企業債償還利子327,039千円は、一般会計から借り入れる。

収 入

第1款 病院事業収益 3,658,118千円

第1項 医業収益 3,339,829千円

第2項 医業外収益 272,026千円

第3項 看護婦養成所収益 46,263千円

支 出

第1款 病院事業費用 4,243,570千円

第1項 医業費用 3,827,002千円

第2項 医業外費用 370,305千円

第3項 看護婦養成所費用 46,263千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入 1,728,113千円

第1項 出資金 168,643千円

第2項 他会計からの借入金 1,558,637千円  
 第3項 補助金 833千円

## 支 出

第1款 資本的支出 1,728,113千円  
 第1項 建設改良費 35,000千円  
 第2項 企業債償還金 134,476千円  
 第3項 他会計からの借入金償還金 1,558,637千円  
 (一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,100,000千円と定める。  
 (議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,242,712千円  
 (2) 交際費 320千円  
 (他会計からの補助金)

第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

## 補 助 の 目 的

(1) 看護要員の確保に要する経費にあてるため 97,440千円  
 (たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,009,285千円と定める。